



鳥取県公報

平成27年 6 月 29 日 (月)
号外第 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 公 告 | 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由の変更 (住まいまちづくり課) 2 |
|-------|--|

公 告

平成27年鳥取県公報第8672号で公告したグリーンこくふ吉方、J A鳥取いなば吉方金融支店、清香苑とっとり及び(仮称)UFO吉方に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づく知事の意見及びその理由について、条例第12条第2項の規定により変更したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

本条例の目的は郊外地での大規模集客施設の乱立に伴う都市機能の拡散・流出による既存商店街等の活力の低下やインフラ整備・維持コストの増大を防止するとともに、将来の人口減少及び少子高齢化社会を見据え、商業施設を中心とした大規模集客施設を都市機能の整った既存の人口集積地へ立地誘導することにより自家用車に頼ることなく生活できるコンパクトなまちづくりを推進することであり、特定の施設の立地を制限することを目的とした条例ではない。

当該施設の設置は条例第3条に規定する基本方針の要件を満たし、第11条第1項第1号に該当している状況において、関係住民が求める遊技施設の設置阻止に関して条例に基づき取るべき措置はない。また、現状では、遊技場の設置を規制する都市計画法その他の法令に係る違反も見受けられない。

しかし、当該施設の設置について、関係住民の不安がまだ払拭されない状況であることから、設置届出者として住民との対話を重ねて実施するなど、双方が妥協できる方策を見いだせるよう引き続き努力を払われるとともに、地元に対する地域貢献活動を実施することが望ましい。

なお、異議申出の審査にあたって鳥取県都市計画審議会へ意見照会し、その答申において遊技場が条例に基づき立地誘導する施設として妥当であるか検証を求める意見があったことから、条例の見直しを検討することとしている。

2 意見の理由

遊技場の新設を含む届出施設の設置は、条例第3条基本方針の第2号及び第3号に規定する要件を満たしており、既存市街地への大規模集客施設の立地誘導により、人口減少社会において街全体として新たなインフラ整備や将来にわたるランニングコストを低減させるという条例の趣旨に違反するものではない。

同条第1号に規定する住民の理解を得るために必要な努力が払われた場所に立地させるという点については、設置届出者において住民説明会の開催など条例に基づく事項は実施され、また、遊技場の設置による周辺地域の交通、教育・生活環境及び治安・風紀の悪化等を懸念する関係住民から提出された意見書に対しても対応案を示すとともに、地元自治会等の要請に基づき説明を実施するなど、住民の理解を得るための努力はされていることが認められる。

また、都市計画法その他の遊技場の立地を規制する法令の違反は見られず、加えて、遊技場の立地規制は、大規模集客施設の既成市街地への立地誘導の促進を目的とする本条例において判断するものではなく、都市計画及びまちづくりの観点からそれを所管する立地市町村が判断すべき事項と考えられるが、鳥取市においては届出施設の設置に異議がないとの見解を示している。

以上から、当該施設の設置に係る法令上の違反は見受けられないものの、本件異議申出にあるような遊技場の立地による関係住民の不安が払拭されていない状況を鑑みると、設置届出者として住民の理解を得るために必要な努力が払われたといえども、関係住民との対話を今後も引き続いて実施するなど、双方が妥協できる方策を見いだせるよう努力を重ねることが望ましいと考えられる。